

森林又は緑地の残置又は造成に関する基準

開発区分	森林率・残置森林率	内 容
別荘地の造成	残置森林率 60パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 1区画の面積は、1,000平方メートル以上とし、建物敷地の面積は、その30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率 60パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 一の滑走コースの幅は、50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その中央部に幅100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上部又は下部に設けるゲレンデ等は、1箇所当たり5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
ゴルフ場の造成	森林率 50パーセント以上 残置森林率 40パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。 2 ホール間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。
宿泊施設又はレジャー施設の設置	森林率 50パーセント以上 残置森林率 40パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 建物敷の面積は、事業区域の面積の40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合にあっては、分散させるものとする。 3 レジャー施設1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、5ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、施設間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。

工場・事業場等の設置	森林率 25パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 工場・事業場等1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、工場・事業場等間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
住宅団地の造成	緑地率 20パーセント以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 住宅団地1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合にあっては、住宅団地間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。 2 開発行為に係る森林を採掘した跡地は、平坦部に造成森林を配置する。のり面は、緑化し、小段平坦部は、植栽する。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地をいう。 2 この表において「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上部又は下部に設けられるスキーヤーの滞留場所であって、リフト乗降場、レストハウスその他の施設用地を含む区域をいう。 3 この表において「ゴルフ場」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令に規定するゴルフ場及び当該ゴルフ場以外の施設であってその利用形態がゴルフ場と同一であると認められる施設をいう。 4 この表において「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所その他の専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設をいう。 5 この表において「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド（体験娯楽施設）、ゴルフ練習場（ゴルフ場に付設されたものを除く。）その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。 		

- 6 この表において「残置森林率」とは、残置森林のうち15年生以下の森林を除いたものの面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。
- 7 この表において「森林率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。
- 8 この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であって、省令第5条各号に定めるもの以外のものをいう。
- 9 この表において「緑地率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積及び公園、広場、隣棟間緑地、コモン・ガーデン、緑地帯、緑道、のり面緑地その他の緑地の面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。